

# 姫川ゴミマップ

良好な河川環境のために！

～ 今、私たちの身近な河川はゴミの不法投棄で大変よごれています ～

川辺で食べた弁当・空き缶・空きビンのポイ捨て、不要になった家電類、自転車、廃タイヤ、コンクリート殻、雑誌などのゴミの不法投棄は「犯罪行為」です。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では一般廃棄物を投棄した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条」

ゴミの不法投棄は、水質や景観など河川環境を悪化させるだけでなく、魚や鳥などの生態系にも悪影響を与えます。またゴミを処分するためには多額の費用もかかります。

豊かな自然で人々の憩いの場となっている河川敷では、散歩やジョギング、スポーツ、レクリエーションなど多くの人々から利用されています。また、河川管理者と地域が一体となって親しみある川づくりを行っています。良好な河川環境を保つためにもゴミの不法投棄をなくしましょう。

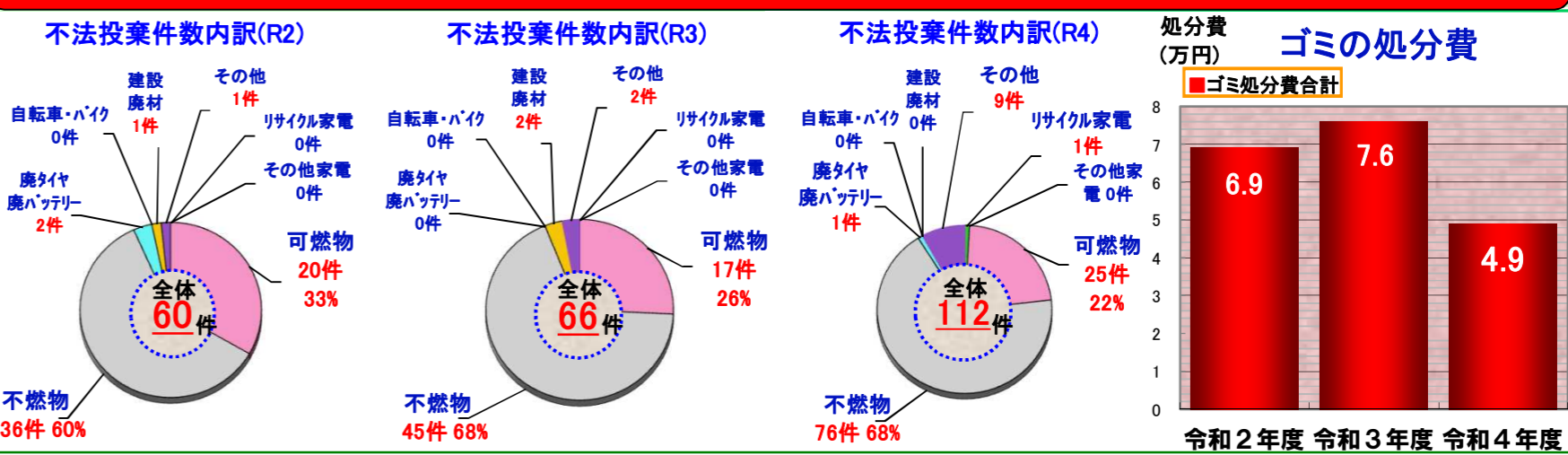
経済産業省 HP「家電リサイクルについて」をご覧ください。  
([http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/))



- ★ 糸魚川警察署 (025-552-0110)
- ★ 糸魚川市役所(環境生活課) (代表 025-552-1511)
- ★ 新潟県上越地域振興局健康福祉環境部環境センター (025-524-4237)
- ★ 国土交通省高田河川国道事務所糸魚川出張所 (025-552-1660)



## 糸魚川出張所管内 姫川河川パトロールで発見した不法投棄件数！



国土交通省が管理する姫川(河口0.0k～11.0k)の河川区域での河川パトロールで発見したゴミの不法投棄件数は、**令和2年度60件、令和3年度66件、令和4年度112件**と増加傾向になっています。令和4年度の内訳では、ペットボトル・プラ容器・空き缶・空瓶・発砲スチロールなどの不燃物が大多数を占めてる他、紙類等の可燃物や雑草・野菜・廃バッテリー・等の不法投棄が確認されています。また、河川区域におけるゴミ処分費は、**令和2年度6.9万円、令和3年度7.6万円、令和4年度4.9万円**となっています。河川はゴミ箱ではありません。ゴミを捨てることによって川が汚れ、地球全体の環境を悪化させる事にもつながります。

**みんなで環境美化意識を高めましょう。**  
※ ゴミ処分費は、投棄物の種類や投棄量によって変動します。

**罰則**  
個人:5年以下の懲役若しくは、**1,000万円以下の罰金**  
又、その両方が科せられる。  
(廃棄物処理法:第25条 第1項第14号)

問い合わせ：国土交通省 高田河川国道事務所 糸魚川出張所 Tel 025-552-1660